

<報道発表資料>

令和7年5月21日

京都市監査事務局

発達障害者支援センター運営業務委託契約の締結に係る

住民監査請求の監査結果の公表

地方自治法第242条第5項の規定により、京都市監査委員が実施した監査の結果について、お知らせします。

1 概要

- (1) 請求日 令和7年3月28日（金）
- (2) 請求人の数 1名
- (3) 請求内容

京都市が、令和6年4月1日付けで社会福祉法人京都総合福祉協会（以下「京都総合福祉協会」という。）との間に締結した京都市発達障害者支援センターかがやき（以下「かがやき」という。）の運営業務委託契約（以下「本件契約」という。）について、京都総合福祉協会には、かがやきの運営業務を行う職業能力がないにもかかわらず、京都市は、漫然と当該業務を委託しているとして、本件契約の締結に伴い支出した委託料の返還請求等の必要な措置を講じるよう求めるもの

2 監査委員の判断

棄却

3 棄却理由の要旨

- (1) 本件契約の締結に係る手続について

本件契約におけるかがやきの運営業務とは、発達障害者支援法第14条第1項各号に掲げる業務を指すものと解されるところ、当該業務を行うことができるのは、同項の規定上、当該業務を行う能力がある者として京都市長が指定した社会福祉法人その他の政令で定める法人又は京都市長に限られることから、かがやきの運営業務を委託する場合、その委託の相手方は、同項の規定による指定を受けた者である必要がある。

この点、本件契約の相手方である京都総合福祉協会については、本件契約の締結日時点において、発達障害者支援法第14条第1項の規定による指定を受けていなかったことから、本件契約の締結は、適法であるとはいえない。

- (2) 本件契約の締結による損害の発生について

本件契約の締結は、発達障害者支援法第14条第1項の規定に違反するものであるから、本件契約の締結に伴う委託料の支出によって、京都市には、委託料相当額の損害が生じていることになる。

ただし、この場合における損害については、損益相殺が可能な場合は、これを行ったうえで、その損害の有無及び額について確定するべきであるから（最高裁判所平成6年12月20日判決参照）、以下この点について検討する。

本件契約の履行状況について、関係職員に対する質問調査及び書類審査によって確認した結果、京都総合福祉協会は、発達支援、相談支援、就労支援、普及啓発及び研修、並びに個別支援ファイルの運用等をはじめとする本件契約に基づく委託業務を適正に実施しており、京都総合福祉協会にかがやきの運営業務を行う職業能力がないとは認められなかった。したがって、京都市は、本件契約の締結によって、かがやきの運営業務の実施という役務の提供を受けたものといえる。

また、京都市は、本件契約の締結によって、京都市長自らにおける当該業務の実施を免れる利益を得ていることから、本件契約の締結による京都市の損害と京都総合福祉協会によるかがやきの運営業務の実施という役務の提供には、対価関係及び相当因果関係があるというべきである。

そのうえで、かがやきの運営業務を京都市長自らが行う場合の費用について試算したところ、本件契約の委託料相当額を下回るものとはならないと考えられるため、損益相殺の結果、京都市において、本件契約を締結したことによる損害はなかったということになる。

(3) 結論

本件契約の締結が適法であるとはいえないものの、住民監査請求は、地方自治体に損害を与える内容のものでなければならぬところ（最高裁判所平成6年9月8日判決及びその下級審判決参照）、本件契約の締結及びこれに伴う委託料の支出について、京都市に損害が生じていないと認められることから、本件請求には理由がないため、これを棄却する。

4 市長に対する意見

契約事務の遂行に当たっては、地方自治法等の法令及び京都市契約事務規則等の例規をはじめとする諸規程について、それらの定めを遵守し、適切な事務処理を徹底しなければならない。

この点、発達障害者支援センターの運営業務を委託するに当たっては、当該委託の相手方に対し、法令の規定による指定を行う必要があることは、当該法令の規定上明らかであるところ、その指定を行わずに契約を締結したことは、適正な契約事務の観点から、看過することができないものである。

本件に係る契約事務について今後適切な事務処理をされるのはもちろんのこと、他の事業等に係る契約事務についても、その意義及び重要性を十分に認識のうえ、関係法令の

遵守と適正な事務処理を徹底されたい。

5 監査結果通知・公表

令和7年5月21日（水）

詳細は、京都市情報館ホームページ（市政情報－監査－監査等の実施状況－住民監査請求監査）に、監査結果公表文（PDF形式）を掲載しています。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kansa/page/0000145307.html>

<お問合せ先>

京都市監査事務局

電話：075－212－2688